

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課) 1
○国土調査の成果の認証	(用地対策課) 1
○道路の区域変更(2件)	(道路課) 1
○道路の供用開始	() 2
○建築基準法による道路の位置の指定	(建築指導課) 2
公 告	
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
高知県公安委員会告示	
○高知県暴力追放運動推進センターの名称等の変更	(12・1 掲示) 2

告 示

高知県告示第692号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成22年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成22年7月18日	社会福祉法人ふるさと自然村 南国市岡豊町中島1535番地	デイサービスセンターなはり 安芸郡奈半利町字花田乙4597-1 通所介護 介護予防通所介護
平成22年10	合同会社板東	デイサービスセンターえ

月1日	香美市土佐山田町西本町二丁目4番9号	がお 香美市土佐山田町西本町二丁目4番9号 通所介護 介護予防通所介護
平成22年11月1日	医療法人博恵会 吾川郡いの町新町1 MMPビル2階	グループホームゆとりの里 吾川郡いの町新町1 MMPビル2階 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
〃	有限会社ぬくもり介護センターおのの 吾川郡仁淀川町森3675番地	ひだまりの家 吾川郡仁淀川町川渡97-40 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

高知県告示第693号

高知市長浜の一部地区、安芸郡芸西村西分の一部地区及び道家地区、長岡郡本山町瓜生野の一部地区、幡多郡大月町赤泊の一部地区並びに幡多郡黒潮町入野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 高知市
- (2) 芸西村
- (3) 本山町
- (4) 大月町
- (5) 黒潮町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 高知市長浜の一部
平成20年度及び平成21年度
- (2) 安芸郡芸西村西分の一部及び道家
平成20年度及び平成21年度
- (3) 長岡郡本山町瓜生野の一部
平成20年度及び平成21年度

- (4) 幡多郡大月町赤泊の一部
平成20年度及び平成21年度
- (5) 幡多郡黒潮町入野の一部
平成20年度及び平成21年度

3 成果の名称

- (1) 高知市地籍図及び地籍簿
- (2) 芸西村地籍図及び地籍簿
- (3) 本山町地籍図及び地籍簿
- (4) 大月町地籍図及び地籍簿
- (5) 黒潮町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成22年12月14日

高知県告示第694号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年12月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 龍河洞公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市土佐山田町佐古藪字イゲノ丸269番2から 香美市土佐山田町佐古藪字サマノシン387番1まで	前	5.5 } 10.8	140
	後	A	6.7 } 23.5
B		8.0 } 10.5	104

387番1まで				
香美市土佐山田町影山字丸山551番から香美市土佐山田町影山字八兵衛755番4まで	前		6.7 } 20.1	295
香美市土佐山田町影山字丸山551番から香美市土佐山田町影山字八兵衛765番1まで	A		6.7 } 14.6	155
香美市土佐山田町影山字丸山551番から香美市土佐山田町影山字八兵衛755番4まで	後 B		10.3 } 23.1	276
香美市土佐山田町影山字東丸山553番から香美市土佐山田町影山字八兵衛761番1まで	C		10.3 } 28.0	83

高知県告示第695号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年12月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川中土佐
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町床鍋字恵味酒ヶ原549番	前	5.4 }	130

3 から		20.7	
高岡郡四万十町床鍋字カキ谷1266番1まで	後	9.2 } 34.4	130

高知県告示第696号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年12月14日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川中土佐
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町床鍋字恵味酒ヶ原549番3から高岡郡四万十町床鍋字カキ谷1266番1まで	130	平成22年12月14日

高知県告示第697号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成22年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
須崎市土崎町	1番5 2番 4番4 5番1 10番4	4.90	59.07	

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成22年12月14日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成22年6月2日 22高都計第102号	香美市土佐山田町楠目字東市483番1ほか	香美市土佐山田町楠目1948番地 楠目 千恵

公 安 委 員 会 告 示

高知県公安委員会告示第30号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条の2第1項の規定に基づき高知県暴力追放運動推進センターとして指定した財団法人暴力追放高知県民センターから暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定により名称等の変更について届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成22年12月1日（掲示済）

高知県公安委員会委員長 竹内 克之

1 変更に係る事項

(1) 法人の名称

(変更前) 財団法人暴力追放高知県民センター

(変更後) 公益財団法人暴力追放高知県民センター

(2) 暴力追放事業を行う事務所の名称

(変更前) 財団法人暴力追放高知県民センター

(変更後) 公益財団法人暴力追放高知県民センター

2 変更予定年月日

平成22年12月1日